

商 品 名	日本海信用金庫合併30周年記念定期預金
販 売 対 象	・個人または個人事業主のお客さま ※当金庫に新規でお預けいただく預金に限ります。
募 集 総 額	30億円
取 扱 期 間	令和7年6月13日～令和7年9月30日もしくは募集金額到達まで ※このほか、金融情勢の急激な変化が生じた場合は予告なく取り扱いを中止する場合がございますので、予めご了承ください。
預 金 種 類	スーパー定期預金、大口定期預金
預 入 期 間	3年（満期後は、店頭表示金利で自動継続となります。）
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・一括預入 ・10万円以上 ・1円単位
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・年0.75%（税引き後金利 年0.5976%） 適用金利は当初預入期間のみの適用となります。初回満期継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利が適用されます。 スーパー定期預金、大口定期預金の利払方法を適用します。 スーパー定期預金、大口定期預金の計算方法を適用します。
税 金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は当金庫所定の利率とします。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・他の上乗せ金利との併用はできません。 ・対象期間中であれば、お一人様で複数口のお預け入れが可能です。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。

日本海信用金庫